

## 五戸町省エネルギー型防犯灯設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し、通行の安全を図るとともに、省エネルギー型防犯灯（以下「省エネ防犯灯」という。）の普及促進を図り、温室効果ガスの排出を削減し、環境に配慮した町づくりを目指すために、自治会等が設置する防犯灯の経費に対し、予算の範囲内で五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の防犯及び通行の安全を図るため、道路等に設置する照明灯をいう。ただし、装飾を加味した照明灯及び駐車場や駐輪場等の施設照明を目的とするものは除く。
- (2) 自治会等 町内に防犯灯を設置し、引き続き維持管理を行うことができる自治会及び団体等をいう。
- (3) 省エネ防犯灯 光源に消費電力の少ない高輝度の発光ダイオード(LED)とした防犯灯をいう。
- (4) 従来型防犯灯 省エネ防犯灯以外の防犯灯をいう。

### (対象経費)

第3条 この要綱による補助金の対象経費は、自治会等（以下「申請者」という。）が省エネ防犯灯の設置又は更新に要する経費とする。ただし、更新は既存の従来型防犯灯が老朽化又は不具合等により使用できない場合であって、かつ、省エネ防犯灯に器具を交換する場合に限る。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内とし、設置に必要な額の3分の2以内とする。ただし、300,000円を限度とし、1団体、年間1回限りの交付とする。

2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (申請の手続等)

第5条 申請者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、防犯灯設置補助金交

付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業収支予算書（様式第2号）
  - (2) 防犯灯設置（更新）にかかる工事見積書の写し
  - (3) 防犯灯設置場所略図及び写真
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（申請の取下げ）

第7条 規則第6条第1項に規定する申請の取下げ時期は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、防犯灯設置補助事業実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、遅滞なく町長に報告しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業収支精算書（様式第5号）
- (2) 防犯灯設置（更新）に要した工事費支払領収書の写し
- (3) 防犯灯設置場所略図及び完了写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、防犯灯設置補助金額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに防犯灯設置補助金請求書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。